

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年５月２８日法律第６５号）第１９条第７項の規定により告示し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を縦覧に供する。

令和8年8月24日

- ・書面にて市農政課に縦覧期間満了の日までに提出すること。
- ・個人の場合、住所、氏名、日付を記載すること。
- ・法人の場合、所在地、法人名、代表者、日付を記載すること。
- ・意見書に対する個別回答は行わず、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。